

## 令和8年度 建設工事における条件付一般競争入札（実績申告型）の取組方針について

環境農林水産部では、価格及び品質が総合的に優れた調達を行うため、建設工事において「大阪府環境農林水産部条件付一般競争入札（実績申告型）」（以下「実績申告型」という。）を導入し、以下のとおり運用します。

なお、詳細な内容については、工事案件毎に公告時に配布する「実績申告書作成要領」が優先します。

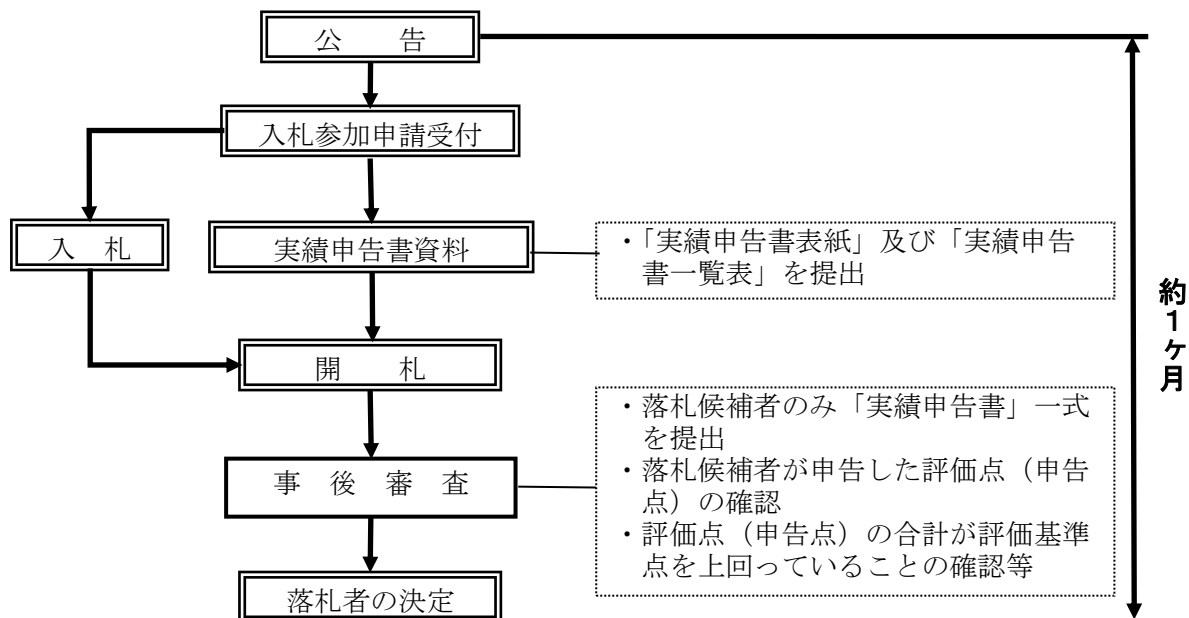
### 1. 実績申告型の概要

実績申告型とは、入札参加資格に定める「評価基準点」以上の申告点を有する入札参加者間で価格競争を行い、落札候補者を決定する方式です。

### 2. 対象工事

実績申告型の対象工事（業種及び等級）は、原則予定価格（税込み）が2千3百万円以上4億円未満の土木一式工事（法面処理工事を含む。）の内で、工事価格以外の要素を考慮することの意義や効果が十分認められる工事を対象とします。掘削のみの工事など、工作物を築造しない工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事については、原則として採用しません。

### 3. 実績申告型の手続きフロー



※「実績申告書」は、工事案件毎に電子入札公告と併せて交付する「実績申告書作成要領」に基づき作成します。

### 4. 実績申告型における審査

#### (1) 評価基準点

「評価基準点」は、当該工事の入札参加資格要件の一つとして大阪府が示す基準となる点であり、工事案件ごとに電子入札公告にて定めます。

## (2) 実績評価基準の概要

「実績評価基準」は工事案件ごとに実績申告書作成要領により定めます。

「実績評価基準」の各項目の合計点に対して定める「評価基準点」及び「技術力評価基準点」に対して、各々それ以上の実績等がある者が、入札に参加できることとなります。

### 実績評価基準表の見方

- ・ 複数の評価項目が太線で囲まれている場合は、ア、イの各評価項目の内、いずれかを選択し申告してください。
- ・ 評価基準の欄に①、②と記載のある場合は、いずれかを選択し申告してください。
- ・ 共同企業体で参加される場合は、代表構成員の実績等を評価の対象とします。
- ・ 「同分野工事」及び「同種工事」については、案件毎に設定します。工事案件ごとの実績申告書作成要領を確認ください。

【参考】実績評価基準表（土木一式工事 B, C 等級の場合）

分類	評価項目	評価内容	評価基準	点数
企業の技術力	同分野工事の工事成績点の有無	環境農林水産部発注工事のうち過去 15 年間の工事成績点（※1）	選択 ①80 点以上	4
			②75 点以上 79 点以下	3
	同種工事の施工実績の有無	過去 15 年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無（※9）	同種工事の実績	3
	現場従事技能者の配置（※2）	登録基幹技能者 一級技能士	配置工種（主要な工種）1 名配置で 2 点 配置工種（主要な工種）1 名配置で 1 点	最大 3
	工事成績点に係る減点	環境農林水産部発注工事のうち過去 15 年間の工事成績点（※1）	70 点未満	-5
配置予定技術者の技術力（※3）	同分野工事の工事成績点の有無	過去 15 年間の環境農林水産部発注の同分野工事において監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者として全期間従事した工事の成績点（※1）（※9）	選択 ①80 点以上	3
			②75 点以上 79 点以下	2
	同種工事の施工実績の有無	過去 15 年間に元請として完成引渡が完了した同種工事の有無（※4）	同種工事の経験	3
	選択	ア) 保有する資格	1 級国家資格等を有する技術者の配置	一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士等
	イ) 継続学習への取り組み状況	継続教育（CPD）の過去 1 年間の取得単位数	推奨単位以上（※5）	2
企業の信頼性・社会性	地域貢献度 1	大阪府内企業であり、かつ発注農と緑の総合事務所管内に大阪府と契約する営業所を有し、右の基準に該当する者（※6）	選択 ①建設機械の所有 ②①は満たしていないが、発注事務所管内に大阪府と契約する営業所を有する。（※7）	3 2
	地域貢献度 2 大阪府内企業への下請け	大阪府内企業の下請けへの活用	一次下請契約額に占める大阪府内企業の下請契約額の割合が 90%以上	1
	大阪府施策への取り組み	障がい者の雇用状況（※8）	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている	1
	担い手の確保	担い手の確保及び定職率の向上	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を行う	1
全体の合計点				最大 25
うち、技術力の合計点				最大 19

※1 成績点は総価契約に限ります。技術者の成績は全期間従事した工事の成績のみを対象とします。

※2 評価対象とする技能者の職種等は工事案件により異なります。（実績申告書作成要領で工事毎に指定します。）

各職種 1 名までとし、適用する職種の数で評価点を加算します。

現場従事技能者は、1 工種につき 1 名とし、兼務は認めません。

元請けが、現場従事技能者を配置する場合は、その現場従事技能者は、現場代理人、監理技術者（主任技術者）、担当技術者との兼務は認めません。

- ※3 建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者を配置して申告する場合は、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）にも同等以上の評価がなされる者を配置することとします。
  - ※4 求める工種や工事内容を施工している期間すべてに従事していれば対象とします。
  - ※5 推奨単位は、各工事案件の実績申告書作成要領にて示します。
  - ※6 「大阪府と契約する営業所」とは、大阪府建設工事等入札参加資格登録において届けている営業所をいいます。  
また、工事場所が大阪市内の場合は、「発注事務所管内」を「大阪市内」と読み替えることとします。
  - ※7 土木一式工事C等級の場合は、「大阪府と契約する営業所」を評価基準から除きます。
  - ※8 共同企業体においては、全ての構成員の障がい者実雇用率が、法定雇用率を超えていることが評価の対象となります。
  - ※9 同種工事の設定条件については一次下請を対象とすることがある。詳細については、公告時に配布する案件毎の「実績申告書作成要領」によります。
- なお、上記の配点は運用方針であり、工事案件毎、公告時に配布する「実績申告書作成要領」が優先となります。

## 5. 実績申告型による落札者の決定

### (1) 落札候補者となる者

入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とします。

なお、落札候補者が2人以上あるときは、入札書提出時に入力した「くじ入力番号」に従い、電子くじにより事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行います。

### (2) 落札者の決定

落札候補者となり、事後審査により有効な入札書を提出したと認められた者を落札者とします。事後審査は、通常の審査と併せて落札候補者が作成した実績申告書の審査を行うものです。

## 6. その他留意事項

### (1) 実績申告書における履行に関する事項

#### ①契約書における明記

実績申告書のうち、「現場従事技能者の配置」、「地域貢献度（建設機械の保有）」、「大阪府内企業への下請け」、「一次下請の同種工事の施工実績の有無」及び「担い手の確保」については、契約図書に含めることとし、施工途中及び工事完了後に、履行状況の確認を行います。

#### ②工事成績点の減点について

##### (ア)現場従事技能者の配置

「企業の技術力」のうち、「現場従事技能者の配置」について、実績申告書により申告した場合において、本工事の契約期間中に、申告した現場従事技能者又は現場従事技能者と同等以上の評価がなされる者の配置が確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点します。

##### (イ)地域貢献度（建設機械の保有）

「企業の信頼性・社会性」のうち、「地域貢献度（建設機械の保有）」について、実績申告書により申告した場合で、請負者が本工事の契約期間中に、機械を他の者に売却・譲渡、若しくは処分していたことが発覚した場合は、工事成績点を5点減点します。

##### (ウ)大阪府内企業への下請け

「企業の信頼性・社会性」のうち、「大阪府内企業への下請け」について、実績申告書により申告した場合で、完成時に一次下請契約額の総額に占める大阪府内企業の契約額の合計が、作成要領に定める実績評価基準の率を下回った場合は、工事成績点を5点減点します。

##### (エ)担い手の確保

「企業の信頼性・社会性」のうち、「担い手の確保」について、実績申告書により申告した場合で、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点します。

##### (オ)工事成績点に係る減点

70点未満の工事成績点の実績があるにもかかわらず申請をせず、落札決定以降に減点の実績が判明した場合は、工事成績点を5点減点します。

##### (カ)同種工事の施工実績の有無

「企業の技術力」のうち、「同種工事の施工実績の有無」について、一次下請を対象とした案件で、実績申告書により一次下請の施工実績を申告した場合において、本工事の契約期間中に、申告した一次下請が確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点します。

(キ) 現場従事技能者の配置

「現場従事技能者の配置」について、実績申告書により申告をした場合で、申告した職種の施工期間に現場従事技能者の配置が確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点します。

**用語の定義**

**評価基準点：**

工事案件毎に大阪府が定める点数で、入札参加者は、申告点が評価基準点以上でなければ入札に参加できません（なお、全体の評価基準点の内訳として、企業の技術力、配置予定技術者の技術力に対して定める「技術力評価基準点」も併せて定めます。）。

**申告点：**

入札参加者が作成する実績申告書により申告する点数です。

**CPD：**

Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学会等において学習履歴を証明しています。

**CCUS：**

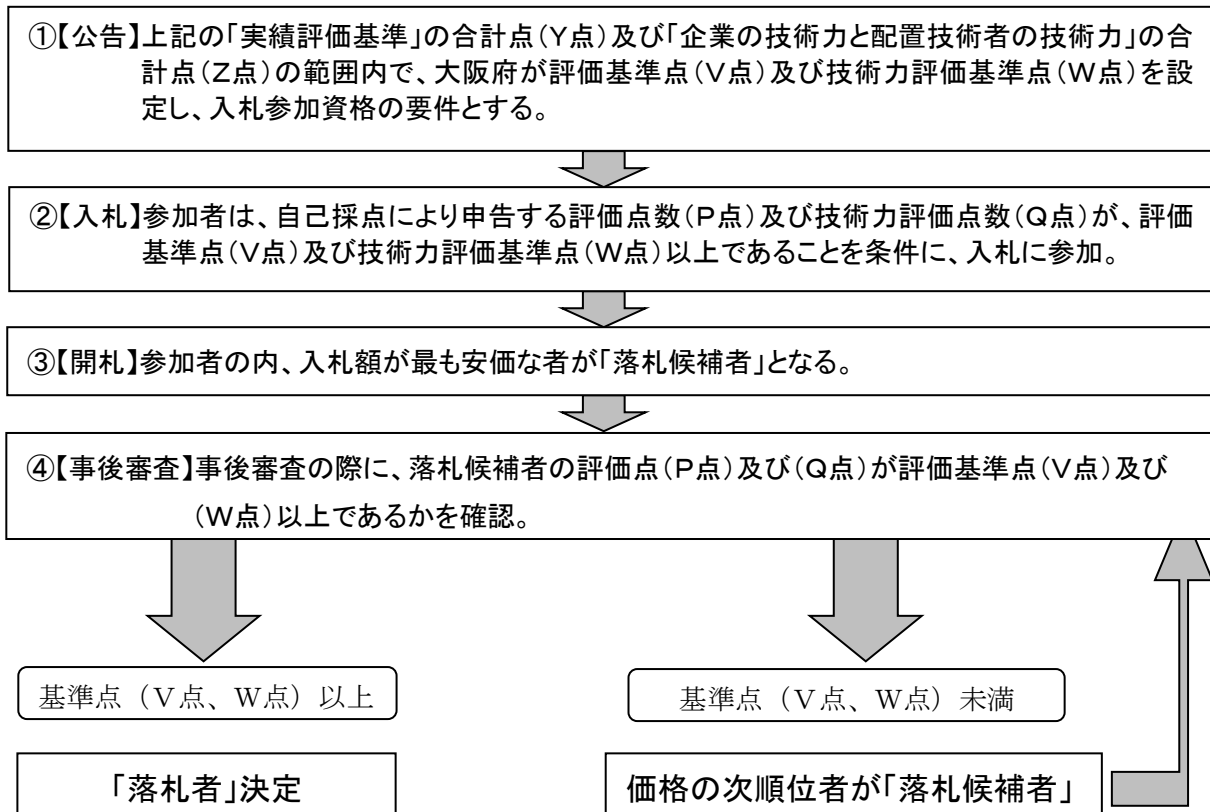
Construction Career Up Systemの略。建設業に関わる技能者の資格・社会保険加入状況・現場の就業履歴などを登録・蓄積し、技能者の適正な評価や建設事業者の業務負担軽減に役立てるための仕組みです。

## 実績申告型のイメージ

### 実績評価基準(例)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	点数	申告点数
企業の技術力	同分野工事の工事成績点の有無	環境農林水産部発注工事のうち過去2年間の工事成績点	工事成績点	A点	A点
	▪	▪	▪	▪	▪
配置技術者の技術力	同種工事の工事経験	過去15年間に元請として完成引き渡しが完了した同種工事の有無	同種工事の経験	D点	D点
	▪	▪	▪	▪	▪
企業の信頼性・社会性	大阪府内企業への下請け	大阪府内企業の下請けの活用	一次下請...	F点	F点
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
全体の合計点				Y点	P点
うち、技術力の合計点				Z点	Q点

### 落札者決定までの手続き(例)



問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部

環境農林水産総務課 契約・金融グループ

TEL:06-6210-9623(直通)